

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第22号

原野商法
二次被害

ほとんど価値のない山林や原野を高額な値段で売つけられた「原野商法」の被害者が、測量費や広告費などを名目に高額料金を請求される二次被害が発生しています！

事例

30年程前に将来性があると言われて購入した別荘地を、買い手がつかないまま持っていた。ある日、不動産業者から、その土地を売って欲しいという電話が入った。その後、その不動産業者が自宅に説明に来て、「土地を売るためには、測量が必要で30万円かかる」と言われた。信用しても大丈夫か。

アドバイス

- ・買い手がつかなかった別荘地が売れるという話を、簡単に信用するのは**危険**です。土地の売買状況や価格を調べるなど、**慎重に対応**する必要があります！
- ・土地を高額に売却するためには、広告を出す必要があると言って勧誘し、高額な**広告費**を請求される場合もあります。
- ・訪問販売や電話勧誘販売において、**測量や広告**などのサービス契約を締結した場合、**8日以内**であれば、**クーリング・オフ**が可能です。

被害にあわないために

- 二次被害のセールストークとして、土地を売却するためにはお金が必要と言われたら、**注意**しましょう！
- クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法に問題があれば、**消費者契約法**などで解決できる場合がありますので、**消費生活センター**に相談しましょう！



わからないうちは、**センター**に聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)